

令和8年4月7日

(一社) マンション管理業協会理事会 御中

(一社) マンション管理業協会役員評価委員会

役員評価委員会規程第1条該当の当協会常勤役員候補者の評価について

本日別添の履歴書と共に同候補者古川陽氏の面接を実施し、当評価委員会としての同氏の評価を以下のとおり提示いたします。

<評価>

当法人の目的は、会員相互の協力により、マンションの管理システム、管理技術等に関する調査研究を行い、その管理業務の適正化のための諸方策を推進するとともに、マンションの保全に関する診断能力の研究・開発及び診断員の育成等を実施することにより、マンションにおける良好な居住環境と快適な共同生活を確保し、もって国民生活の向上と社会福祉の増進に寄与することにある。

そうした組織にあって、常勤役員には、そのミッションとして当法人の重要な経営事項の意思決定に参画するとともに、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理業務主任者試験実施の指定試験機関、管理業務主任者資格登録に係る登録実務講習及び管理業務主任者証の交付に係る講習の実施事務について適正かつ円滑な実施を図るためには、マンションの管理の適正化の推進に関する法律等の関係法規を理解するとともに、国及び国土交通省、関係団体との連携の下で適切な実施体制を構築し、当法人組織の業務執行責任者としてのマネージメントを発揮することが求められる。

古川陽氏は国土交通行政において、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の前身である「中高層分譲共同住宅管理業者登録規程」を始め、不動産業関連法令に係る企画立案、阪神・淡路大震災を踏まえた木造密集地区内における共同住宅化など防災強化促進のための法令整備に携わるほか、全国の官庁施設の建替え、耐震改修、老朽化補強など施設整備を統括するなど、豊富な知見と経験を有し、マンションの修繕履歴を始めとするマンション管理業務の「見える化」・「効率化」に向けた情報整備の有意性も認識しており、必要とされる能力と経験が十分に認められたことから、令和5年11月、臨時総会において理事に選任されるとともに、臨時総会后開催の理事会において専務理事に選定された。

爾後、業務執行理事として2年4箇月余を経過するが、令和8年4月から施行されたマンション関係法の改正に当たっては、国に対し業界団体としての意見を集約し具申することで会員会社の負荷が過大にならないよう尽力するなど、着実に実績を挙げている。また、当法人の「マンション管理適正評価制度」を推進し、更なる普及に向け令和8年3月には(独法)住宅金融支援機構から「すまい・る債」の金利優遇を得るなどの実績を挙げている。

加えて、同人はマンション管理の社会的な重要性を適切に理解し、会員企業がその社会的責任を自覚実践することを通じてより高い国民的評価を得、その結果、会員企業の魅力を増大させるために当法人の経営・運営の適正化・合理化を実施・推進する明確な目的意欲と情熱を有すると推察されることを踏まえ、当法人の常勤役員として適任であると評価した。

以上